香取市外に在住で、香取市内保育施設の利用を希望される場合のご案内

入所要件

香取市外にお住まいの場合、原則以下に該当する方が、香取市内保育施設に申込みすることができます。

① 入所希望月の前月末日までに香取市に転入予定がある方
② 保護者のいずれかの勤務先が香取市内にあり、月48時間以上就労している方（※）
③ 香取市で里帰り出産をされる方（※）

※②③については、保護者のいずれか1人でも求職活動である場合は、原則利用できません。

申込みの流れ

①の方

・香取市に転入予定の方は、**必ず入所月の前月末日までに香取市へ住民票を異動してください。**
住民票を異動できない場合、**内定取消し**となります。

香取市に申込み確認
- 入所要件、申込み方法、申込み期間、必要書類を確認する。

香取市に申込み
- 第一希望の保育所等に締切日までに書類提出をする（事前の電話連絡必須）。
- 第一希望の保育所等と調整した日程で面接をする。
- **入所月の前月末日までに住民票を香取市へ異動する。**

結果通知
- 原則、香取市から保護者に通知します（お住まいの市町村を通して申請された場合は、お住まいの市町村からお知らせする場合もあります）。
- 香取市へ住民票を異動されない場合は、入所保留通知は発行されません。

②③の方

香取市に申込み確認
- 入所要件、申込み方法、申込み期間、必要書類を確認する。

お住まいの市区町村に申込み
- お住まいの市区町村で、市外から申込みする場合の必要書類・様式を確認する。
- 香取市に確認した申込締切を伝えた上で、お住まいの市区町村が示した提出締切までに書類を提出。
- お住まいの市区町村から香取市へ書類が転送され、保育の委託協議を行います。

結果通知
- 香取市からお住まいの市区町村に郵送で通知します。
- 原則、お住まいの市区町村から保護者に通知します。
- 必要に応じて、保育所等で面接をする。

申込み期間

締め切り日に香取市必着です。余裕をもってご提出ください。

対象	申込み期間	結果通知
年度途中（５～３月）入所（①~③すべての方）	入所したい月の前月の1日～15日	前月20日ごろ
4月入所（①転入予定者）	1次：各園の一斉募集期間（HP参照）	2月中旬
4月入所（新規：②のうち父または母が香取市内認可保育施設の保育士として勤務している場合）	1次：令和8年11月20日まで	
4月入所（継続：②③勤務地が香取市・里帰り出産）		
4月入所（新規：②③勤務先が香取市・里帰り出産）	2次：令和9年1月29日まで	3月上旬

※4月入所2次対象者が1次受付期間に書類を提出した場合、入所調整は2次の扱いとします。

利用調整

・提出していただいた書類、世帯状況などを点数化して、点数の高い世帯の方から利用希望施設に空きがあるかどうかで入所内定の判定をします。先着順ではございません。

・市外からお申込みの場合は、入所調整において優先度が下がります（転入予定者、父または母が香取市内認可保育施設の保育士として勤務している場合を除く）。香取市民の入所調整後に、香取市外の方の入所調整を行います。お住まいの市区町村保育施設へのお申込みもご検討ください。

・転入予定者につきましては、香取市民と同様に利用調整を行います。転入先住所のわかる書類を必ず提出してください。

・調整の結果、入所保留となった場合の保育所等利用保留通知書は、転入されてから発行となります。実際に転入されなかった場合は発行されません。

必要書類

全員		１．保育所等利用申込書（児童の健康状態のわかる書類）
		２．保育を必要とする証明書類（父・母）
		３．保育所等入所に関する調査表・確認書（香取市様式）
		４．お住まいの市区町村で必要な書類
		※転入予定者の方は、１～３は香取市様式でご提出ください。
該当の方のみ	60歳未満の同居の祖母がいる	・同居祖母の保育を必要とする証明書類 ※提出なしでも申込みは可能ですが、利用調整において減点となります。
	生活中心者が失業中	・雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証（自発的失業は除く）
	生活保護を受けている	・生活保護受給証明書
	認可外保育施設等を３か月以上利用している	・認可外保育施設や一時預かりの保育料領収書など
	児童または同一世帯に障害者手帳等を所持する人がいる	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	公立保育所希望	・保育利用連絡票
		・生活管理指導票（児童にアレルギーがある場合のみ）
	転入予定者	・転入先住所がわかる書類（賃貸借契約書・売買契約書等の写し。実家の場合不要）

〒287-8501 千葉県香取市佐原ロ2127番地
香取市子育て支援課保育班
☎0478-79-6158